

よくある質問

○仮設住宅の退去について

質問	回答
住宅を再建（新築・購入や災害公営住宅の入居等）したが、いつまでに仮設住宅を退去すればよいのか。	生活の実態を新居に移した後、すみやかに退去をお願いします。なお、退去の際立会いの上、室内の確認をさせていただくための日程調整を行いますので、事前にご連絡をお願いします。
災害公営住宅に一度入居したが、一人暮らしをしたいので、世帯を分離したい。仮設住宅にもう一度入居できるか。	仮設住宅の入居者の条件として、住宅が全壊か大規模半壊による住宅困窮としています。災害公営住宅に入居された段階で【再建済者】とみなし、住宅困窮条件に当てはまらないため、仮設住宅には再入居できません。公営住宅の窓口か民間の不動産仲介業者に相談してください。
被災時、同一世帯であったが、親世帯は公営住宅へ入居、子世帯は町内に新築する。親世帯は公営住宅への入居が決定し、引越をした。子世帯は住宅が完成するまで仮設住宅で生活してよいのか。	被災時、同一世帯であっても住宅再建が別々である場合、仮設住宅への入居は認められていますが、残る人数と部屋の大きさにより部屋の移動をしなければいけない場合があります。一度コミュニティ総合支援室までご相談願います。 原則1人世帯1DK、2人～3人世帯2DK、4人～5人が3Kとなっております。
仮設住宅の備品を貰えるとニュースで見た。仮設を出る時にエアコンなどを貰えるか？	現時点で、エアコンなどの無償譲渡は出来ません。なお、退去時に持ち出していくもの、いけないものについては別紙【仮設住宅の退去の手続きについて】をご覧ください。
①壁に穴をあけてしまった ②子供が落書きしてしまった ③設備を壊してしまった 上記の場合、全て自分で修繕をしなければならないのか？	破損箇所がある場合は、一度コミュニティ総合支援室へご相談下さい。場合によっては、修繕していただくことがあります。その他仮設住宅の備品（ガスコンロや給湯器等）に不具合がある場合は、応急仮設住宅保守管理センター（☎0120-766-880）へご相談下さい。
①カーテンにカビがはえています。洗濯してもとれません。買替が必要ですか？ ②換気扇の掃除も必要ですか？ ③エアコンは拭くだけでよいですか？	①通常の使用の範囲内の利用においてカビが発生してしまった場合には買替の必要はありません。 ②必要です。 ③拭くだけで結構です。 常識の範囲内においての掃除をよろしく願います。